評価委員会における評価の進め方

1 評価の対象

「千葉県水道局中期経営計画」に定める基本目標 1 ~ 4 に位置付ける重点推進事業

- ・基本目標1、2……9月5日(月) 13:30~16:30
- ・基本目標3、4.....9月6日(火) 13:30~16:30

2 評価の進め方

基本目標を一括りとして評価作業を行う。

具体的には、基本目標ごとの重点推進事業の中から予め抽出した事業を中心に、 事業の達成状況や内部評価の結果について水道局から詳細な説明を受けることにより、 内部評価の妥当性を総合的に判断して評価委員会としての評価とする。

なお、詳細説明抽出事業については、以下の8事業とする。

〔基本目標1〕

- 鋳鉄管更新工事 〔施策評価調書整理番号 9番〕
- おいしい水づくり計画の推進 〔施策評価調書整理番号12 番〕

〔基本目標2〕

- 情報化の推進 [施策評価調書整理番号21番]
- 職員能力向上 〔施策評価調書整理番号25番〕

〔基本目標3〕

- 接客マナー向上 〔施策評価調書整理番号30番〕
- ホームページの充実 〔施策評価調書整理番号33番〕

〔基本目標4〕

- 危機管理体制の強化 〔施策評価調書整理番号37番〕
- 浄給水場耐震整備 〔施策評価調書整理番号51番〕

〔本日の進め方〕

- (1)事務局から、「資料2 内部評価結果について」及び「資料3-1 施策評価 調書(基本目標別)」(様式-2)により基本目標1に係る内部評価結果の概要を 説明する。
- (2)個別の重点推進事業について、以下の ~ の手順により確認する。 詳細説明抽出事業について、担当課長から「資料3-1 施策評価調書(基本目標別)」(様式-1)により事業内容及び内部評価結果等を説明する。意見・質疑応答は、1事業の説明が終わるごとに行う。

その他の重点推進事業について意見・質疑応答を行う。なお、意見や質疑が事前に提示されている場合は事務局が紹介し、担当課長が応答する。

質疑終了後、基本目標1の全体について、委員の合議により内部評価の妥当性について評価を行う。

(3)基本目標2の評価作業についても、上記(1)及び(2)と同様の手順により行う ものとする。

なお、「資料3-1・2 施策評価調書(基本目標別)」(様式-2)の「外部評価委員会の総評」欄については、委員長又は委員長が指名した者が記載するものとし、後日、他の委員による確認を求め、合意を得るものとする。

同じく、調書の「外部評価委員会での主な意見」欄については、事務局において記載し、後日、委員による確認を求め合意を得るものとする。